

はじめに

2025（令和7）年現在、普段の生活で「貧困」という言葉を耳にすることはあるだろうか。もしあなたが比較的に「貧困」という言葉を耳にしているとして、それを日本社会が貧困問題という深刻な社会問題に向き合っている証拠だと、どちらかというとポジティブに受け止めるのか。それとも、貧困問題という深刻な社会問題が生じている日本社会を憂うだろうか。あるいは、日本に貧困なんてないのにおおげさだ、と思うのか。このどれかに当てはまるのか、どれでもなくて別の意見をおもちだろうか。どのように考えても、もちろん、考える人の自由である。

考える人の自由だといっても、自分が生活に困るような経済状況であるとしたらだれかに助けてほしいし、だれかが困っているなら助けたい、助けてくれる社会であってほしい、とは思わないだろうか。少なくとも、わたしはそう思う。同じように、困っていたら助けてほしいとか困っている人をみたら助けよう、と考える人は少なくないのではないだろうか。実際、どの時代にも人々は生き延びていくためにさまざまな助け合いをしてきた。その助け合いは「福祉」とも呼べる。

この「福祉」は、さまざまな主体により提供されてきた。歴史学の用語に「福祉の複合体」という「ある時代のある地域における福祉の複数のオプションの組み合わせを指す」語がある。近世以降のイギリスは、公的救貧である救貧法と、私的慈善の定義を与えたチャリティ用益法が、イギリスの「福祉の複合体」を支える二本柱であったという。その「福祉の複合体」の見取り図として、(1)他人に依存しない自活する自由な個人の自助（セルフヘルプ）、(2)親類縁者や隣人、さらには友愛組合や協同組合などの互助・共助、(3)前記(1)と(2)で乗り切れない場合のセーフティネットとなるチャリティ、(4)最後に公的救貧の救貧法である⁽¹⁾。

どの時代・地域でも、「福祉」のオプションは複数あるのであって、日本の歴史のなかにも「福祉の複合体」は確認できよう。もちろん本書第2章の項目⑦～⑨をみればわかるように、日本はイギリスと同じ歴史をもっているわけではない。重要なことは過去の営みの積み重ねがあって現在があり、個人にとっても、社会にとっても、貧困問題への対応策は自助のみでもないし、公的な制度のみでもない、という点である。少し考えてみれば当たり前のことであるし、そのように無数の人々が苦闘してきたにもかかわらず、貧困問題は解決できていないと思うと悲しい気持ちになり、目を背けたくなるかもしれない。

貧困は人類が克服できない古くて新しい問題であるが、それだけにさまざまな人たちが取り組んできた。本書によって、それがどういうことで、どのように向き合ってきたか、いまの日本社会においてどのように向き合っているか、をさまざまな角度からコンパクトに知ることができる。また、社会福祉士養成課程のテキストとして利用していただくことを想定しており、基本的な事項を網羅したうえで、従来のテキストよりも実践的に踏み込んだ内容に

も言及している。というのも、すでに述べたように、なかなか解決できない貧困問題に取り組むには、今の枠組みから少しはみ出して考えることが、現在の、そしてこれからの支援を担う人たちに求められるからである。本書をさまざまな立場で活動している人たちに活用していただければと願っている。

なお、本書の用語法について付言する。生活保護制度を実際に利用して給付を受けている者・世帯を表現する語句にはさまざまバリエーションがあるが、本書では原則的に「生活保護世帯」を用いる。また、生活保護法では「現に保護を受けている者」を「被保護者」としており、この語句も用いる。

地方自治体に相当する用語として、自治体、都道府県、市町村、などを用いており、文脈によって居住地などの言葉も使用する。

2024年12月

編著者 岩永理恵

注

(1) 金澤周作(2021)『チャリティの帝国——もうひとつのイギリス近現代史』岩波書店、を参照。